

ロールズの「正義論」における正義と善の再検討 —「支えあう論理」の正義論的な表現とヒューマニズムへの含意

"Reconsideration of Justice and Goodness in "A Theory of Justice" by John Rawls
—Expressing "Logic of Mutual Aid" by Theory of Justice and Implication for Humanism"

柴 田 謙 治

Kenji SHIBATA

1. 本稿の目的と課題—なぜロールズの「正義論」を再検討するのか

(1) 「共感と互酬」から「権利思想」への課題

近年では「無縁社会」に象徴されるように社会的孤立が注目され、地域住民による見守りや居場所づくりが広がりつつある。そしてこのような「地域住民による支え合い」だけでは対応しきれない課題を抱えた人には、インフォーマルな支え合いとフォーマルな制度やサービスを組み合わせて支援するソーシャルワークも散見される。これらの活動が全ての地域で十分に展開されている、とまでは言えないであろうが、筆者はこのような地域福祉の展開について、肯定的に受け止めている。

このような「共感と互酬」に基づいた地域福祉の広がりのなかで、研究者には「地域福祉の広がり」の先を見据えた研究が求められる。例えば右田紀久恵は自治型地域福祉論を提起し、地域住民が支え合うだけでなく、住民が福祉への目を開き、計画や運営への参加を通して主体力を形成し、共同社会を創造して、福祉を構築することに、地域福祉の固有の領域があることを示唆した（2005：12）。

地域住民や社会福祉協議会（以下「社協」と

略）の職員が自発的な支え合いを広げているなかで、研究者に求められている「先を見据えた研究」の一つとして、「共感と互酬」による支えあいにとどまらない、「地域住民の声の福祉制度の運営への反映」の研究が挙げられる。

かつてはこのような研究の理論的基盤として、アドミニストレーション論と権利論が存在した。ただし後述するように権利論では「何に対する権利なのか」そして「誰に対する権利なのか」の立論が求められるため、これらについて法律で明記されていない制度やサービスについての「権利性」の実現には困難が伴った。そしてその後福祉行政のスタイルには、「法律や中央省庁からの通知の執行」に「計画行政」が加わり、「地域住民の声の福祉制度の運営への反映」のアリーナは、「法律と権利」から「計画過程における意見の反映」に移行した。計画を策定する委員会は、当事者と行政職員だけが参加する場ではなく、さまざまな住民や専門職が参加する「公共空間」であり、「地域住民の声の福祉制度の運営への反映」のためには、その声の「公共性」が問われるようになった。

上述のような変化の結果、地域住民の声を

福祉制度の運営に反映させるためには、特定の法律に基づいた制度やサービスへの具体的な権利（性）にとどまらず、計画策定の場という公共空間で地域住民の声を他のアクターが支持するのか、しないのかを左右する「権利思想」も重要な要素になった。それゆえに筆者は本稿の目的を、「共感と互酬」という相互扶助の論理を「権利思想」に昇華させることに設定した。

（2）社会福祉における権利論と「思想」

1970年代までの社会保障論では、社会保障や社会福祉への権利は「人間の尊厳の思想」との関連において語られていた。当時、福祉国家の思想は、マルクス主義系の社会保障論者には、社会主義に反対し、資本主義体制を維持する運動のイデオロギーにもなりうるとして、警戒もされていた。一方人間の尊厳の思想は、反ファシズム闘争という歴史的主体的体験を媒介としたため、国家の課題にとどまらず、課題的自覚をもつ個人と、その結集体である社会集団の課題でもあった。そして国家が人間の尊厳に反する政治や制度をなそうとする場合には、それに対して個人や社会集団が抵抗の運動をおこすことを要求し、福祉国家が人間の尊厳に値する生活を保障していない時には、権利闘争の正当性・権利性の根拠となるのが「人間の尊厳」の思想であった（沼田 1975：34－5）。この世代の研究者には、ファシズムにより日本人が加害者となつた戦争の反省と平和思想が原点にあった。「自らの苦労」が「他者の人間の尊厳の尊重」につながった世代といえるかもしれない。

しかし社会福祉では生活保護基準の妥当性や年金の併給権といった具体的な課題がみられたため、権利論は「思想」よりも「訴訟」という現実問題とのかかわりのなかで、展開されがちであった（なお一番ヶ瀬康子の権利

論については、後日別稿で論じたい）。

小川政亮の権利論では、憲法25条や13条を根拠として、「A. 生存権の保障のための社会保障立法の定立、その運用のための必要かつ十分な行財政措置を国に対して要求する権利（憲法的ないしは前憲法的な基本的人権としての権利）」と「B. Aの要求にもとづいて定立された法に対する一定内容の給付を請求する権利（法律的な権利）」があり、Bの意味での社会保障の権利は、実体的給付請求権、手続的権利、自己貫徹のための権利という様相をもつことを要する、という立論が知られている。しかし社会思想が前面に出た論文は、多くはない（1964：122－3, 125）。

河野正輝も実体的権利について、(a)要援護者の実施機関に対する一定の福祉サービスの請求を中心とする権利、(b)処遇過程の権利、(c)一定の所得水準以下の要援護者またはその扶養義務者が実施機関の費用徴収権限から免れる免除を中心とする権利から説明したが、権利の前提となる思想については、語られることは少なかった（1991：114－7）。

今日では秋元美世が、選択と準市場システムの導入により利用関係や利用者像が多様化し、利用関係では「消費者としての利用者」が主要な位置を占めるようになったと述べ、伝統的な福祉国家の見方に依拠するだけではそれらの権利や人権の問題への含意をうまく説明できなくなっている、と指摘している。秋元はまた、道徳的権利と法的権利を峻別している（2010：10, 29, 3, 144）。秋元の研究では権利思想と関連して、社会政策論が援用されている。

社会事業史研究では池田敬正が社会共同の発展について、生産者が生産手段と結合させられ、生産者は生産手段の所有者に人格的な従属を余儀なくされた「共同の第一段階」（原始から古代、中世社会）、資本主義経済が

発展した近代社会に生産者と生産手段が分離し、自由な労働者＝賃金労働者の生活の不安定さに対して、公的救済と慈善がおこなわれるようになった「社会共同の第二段階」、社会構造の現代化の中で自らの生活（生存）のために必要な共同を自律的に再生し、人格的平等にもとづいて市民権に政治的、社会的平等としての政治権と社会権を追加した「社会共同の第三段階」がある、と論じている（2005：50－3）。

池田によると、社会共同の第二段階から第三段階への移行では、古典的な自由主義に対して、愛他、そして平等・自律・連帯による自由の社会権的拡張を基調とする集団（集散）主義的福祉国家論という思想が重要な役割を果たした（2005：82－3）。

社会事業史研究からは、福祉国家の成立以前の「自由放任主義」思想、博愛を含めた相互扶助における「愛他」という価値、自由の社会権的拡張を促した「平等・自律・連帯」という価値、そして「支え合い」が「社会権」に昇華する基盤となった「集団（集散）主義」思想を確認することができる。

（3）人権論の多様化と社会権の位置

その後人権論ではさまざまな人権がとりあげられるようになり、「自由主義から集団（集散）主義への発展」だけでは説明しきれない状況が生じた。井上達夫によると、今日の人権論は様々な哲学的な難題に直面し、「知の苦境」に追いやられており、人々もまた「生の苦境」に追いやられているため、「人権の意味」「人権の根拠」「人権の場」を問い合わせ直した、人権論の再構築が求められている（2011：iii）。

その中で社会権は、どのような位置にあるのだろうか。杉田敦は、所有権には、それを盾に一部の人々が富を独占し、多くの人々が貧

窮にあえぐという構図もみられるため、単純な否定も絶対化もできないと述べている。そして自由権の実現にはそれほど資金は必要ないのに対して、国家による生活保障という積極的な権利には費用が掛かるため、福祉国家は対象となる人々の範囲を明確にしなければならず、入国管理や市民権の管理は厳格になりがちである（2011：145－6）。

このような人権の多様化の中で、今日の社会権は財政による制約を受ける位置にある。そのため集団（集散）主義思想に依拠した「社会権」だけを論拠として「共感と互酬」を「権利思想」に昇華させることは、困難なのかもしれない。権利論については、いずれ稿を改めて丁寧に論じたいが、「共感と互酬」という相互扶助の論理を「権利思想」に昇華させる論理を権利論のみに求めることが困難な時代であるならば、本稿では以下視点を変えて、「公共哲学」における「権利や人権にかかる思想」を確認したい。なぜなら、今日では福祉サービスの運営と供給は民営化され、地域福祉計画などの計画行政が展開しており、福祉政策は「公共的」に決定・実施されるからである。

（4）公共哲学とロールズの正義論の位置—なぜロールズの「正義論」を再検討するのか

山脇直司によると「公共哲学」（public philosophy）は、1950年代にアメリカで提唱された。この学問は、国家や政府を「公」、企業の活動を「私」とみなす従来の公私二元論に代わり、それ以外に国家と家庭の中間領域における「人々（=民）の社会活動」によっても「公共性」が担われるという三元論的なパラダイムをコアとして、政治、経済等の社会現象を考察するものである。公共哲学では、アーレントによる「万人に開示された公共性

の消失」の指摘、ハーバーマスによる国家的公共に対抗する市民的公共性の定式化がおこなわれてきた。その後、市場とその失敗に資源配分をもたらす政府を主題化し、それ以外の経済的活動を私的活動として一括する従来の経済学の公私観に修正を促して、政府（官）の公と人々（民）の公共性、私的経済活動（利潤追求）との相互作用についてのパラダイムの構築が試みられてきた（2004：1—4）。

公共哲学で権利や人権の根拠となるのは、「正義」である。「正義」について論じることは容易ではないが、アメリカの公共哲学では「正義論」における思想的系譜として、「幸福の最大化」においては個人の権利の尊重よりも効用を重視し、苦痛に対する快楽の割合を最大化して、最大幸福原理を追求する「功利主義」、そして自由を起点として正義と個人の権利を重視する「正義へのアプローチ」がある。後者の中には自由市場を信奉する自由放任派ないしは自由至上主義と呼ばれる「リバタリアニズム」と、リベラリズムとも呼ばれる「公正派」が含まれる。「リバタリアニズム」によると、個人は他人が同じことをする権利を尊重する限り、みずからが所有するものを使って、自らが望むいかなることも行うことが許される権利を有する。それゆえに「リバタリアニズム」は所得や富の再分配を政府のプログラムではなく個人の意向に任せられるべきであると考え、それらのプログラムは国家による強制とみなされ、個人の権利の侵害として認識される（Sandel 2009=2010：29—30, 47—48, 51, 80—3）。おそらく「リバタリアニズム」に「共感と互酬」を「権利思想」に昇華させる論理を求めるることは、お門違いであろう。

一方リベラリズムとも呼ばれる「公正派」には、「共感と互酬」を「権利思想」に昇華させる論理を求めるることは期待できるかもし

れない。本稿で中心的にとりあげるロールズは、リベラリズムないしは「公正派」の重鎮であり、ロールズの「正義論」は公共哲学に大きな影響を与えている。それゆえに本稿では、ロールズの「正義論」を中心として、「公共哲学」が人権や権利についてどのように取り扱っているかを確認しておきたい。

2. ロールズにおける「正義」と「善」

(1) ロールズの「正義論」における「正義」とは何か—正義の二原理の修正版から

ロールズの「正義論」の初版は1971年にアメリカで刊行されたが、その後1999年に改訂版（John Rawls "A Theory of Justice (revised edition)" Harvard University Press）が出版され、日本でも川本隆史・福間聰・神島裕子が翻訳して、2010年に「正義論（改訂版）」が出版された。また2001年にはJohn Rawls, edited by Erin Kelly "Justice as Fairness : A Restatement" Harvard Univ. Pressが出版され、2004年にジョン・ロールズ（エリン・ケリー編）「公正としての正義再説」（田中成明・亀本洋・平井亮輔訳）として岩波書店から出版された。そのため、以下ではこの2冊により、ロールズの「正義論」を再検討したい。

1999年の「正義論」の改訂版では、正義の二原理について以下のように記述されている。

「(a)各人は、平等な基本的諸自由からなる十分適切な枠組みへの同一の侵すことのできない請求権をもっており、しかもその枠組は、諸自由からなる全員にとって同一の枠組みと両立するものである。

(b)社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たさなければならない。第一に、社会的・経済的不平等が、機会の公正な平等

という条件のもとで全員に開かれた職務と地位に伴うものであるということ。第二に、社会的・経済的不平等が、社会のなかで最も不利な状況にある構成員にとって最大の利益になるということ（格差原理）」（Rawls 2001=2004：75）

ロールズの「正義論」では、第一に「基本的な自由の平等」の原理があり、第二に後で詳しく検討する「格差原理」がある。筆者は本稿では「基本的な自由の平等」の原理や「正義論」の総体については異論を述べない。むしろ前述の社会事業史研究が提起した「自由放任主義思想」や愛他、平等、連帯、集団（集散）主義がロールズの「正義論」でどのように取り扱われているのかを確認したい。結論を先取するならば、ロールズは前述の正義に適ったルールが策定される過程で、「無知のヴェールに被われた原初状態においては、他者についての情報は制約されるが、自分が不利な立場におかれられる可能性もあるため、各自はそのような状態に陥ることを想定して、不利な立場にある人の存在を考慮したルールを制定する」という論理を構築し、「基本的な自由の平等」が「自由放任主義思想」へと展開する可能性を否定している。そして支えあいの根底にある共感と互酬、愛他、連帯は、「正義」とは独自の「善」として、論じられている。

(2) 基本善と「公正としての正義」における自由権と社会権の統合

ロールズの「正義論」は正の原理を規定することを目的としているが、ロールズはそのために「善」についても論じている。ロールズによると善の理論には、正しさの優先を侵害しない、必要最低限な善の理論である〈希薄理論（thin theory）〉と、それが練り上げ

られ、社会構造のあり方についても言及する「基本財」にかかる〈完全理論（full theory）〉という、二つの善の理論がある（1999=2010：518）。前者は通常哲学や倫理学で語られる「善」であり、後者は社会構造や「格差原理」にかかる社会制度に焦点を当てた「善」である。

ロールズは、正義は善に優先する、と規定している。この点についてロールズは「〈公正としての正義〉にあって、正（正しさ）の概念が善（望ましさ）の概念に優先する」（1999=2010：518）と明記している。つまり、正の原理に収まった生き方が善である。

ロールズは異なる箇所では、人間生活の正常な境遇と社会的必要という観点から、政治的な構想からの人格觀にかかる「基本善」をあげている。この基本善は、①諸々の基本的な権利と自由（思想の自由、良心の自由）、②移動の自由と職業選択の自由、③権威と責任のある職務と地位に伴う諸々の権力と特権、④所得と富、⑤自尊の社会的基盤、に区別され、各市民が許容された（つまり、その追求が正義と両立する）善の構想を推進することを可能にする（Rawls 2001=2004：100－1,105）。社会保障への権利や人権の尊重は「④所得と富」「⑤自尊の社会的基盤」に該当し、基本善では自由権と社会権が統合されている。

「公正としての正義」では、①合理性としての善（合理的な人生計画に照らした自分の善の構想の追求）、②基本善の觀念（自由で平等な人格としての市民たちの地位という政治的構想に従ったニーズの特定）、③（それぞれが一つの包括的教説と結びついている）許容される（完全な）善の構想（正義原理と両立）する、④政治的特性、⑤正義の二原理によって秩序だてられた社会の政治的善、⑥諸々の社会連合の善、という六つの善の觀念

が登場する、と述べられている (Rawls 2001=2004: 252-3)。ロールズによると、公正としての正義は政治的構想であり、道徳哲学の応用ではない。社会の基本構造に適用されるのがふさわしい一群の価値のかなり重要な（道徳的）価値観を定式化したものである (2001=2004: 319)。換言すると「公正としての正義」は、個人的な善にとどまらず、社会構造に関する善を視野に入れた構想である。

(3) 公共的・社会的な「善」の多様性

このようにロールズの「正義論」において、共感や互酬、愛他、連帯にかかわる「善」は、〈希薄理論〉、〈完全理論〉、「基本善」、「公正としての正義」にかかわる善が列挙されており、〈完全理論〉の内容は「基本善」に近く、「公正としての正義」では上述の善が統合されているように読み取れる。しかしロールズは、社会の基本構造にかかわる「善」として、特定の価値観を擁護するのではなく、「重なり合うコンセンサス」という考え方を示すのにとどめている (2001=2004: 335)。

ロールズは、公正としての正義は契約説なので個人主義的であり、政治社会は個人や結社の善に過ぎない、という批判に応えた箇所で、穏当な多元性により、政治共同体の理想は排除される、と述べている。そして政治共同体の理想による社会統合ではなく、重なり合うコンセンサスによる社会統合こそが、市民によって肯定されているため望ましい、と指摘し、市民によって共有された最終目的が、秩序だった社会の善を提供する、と結論づけている (2001=2004: 349-51)。換言すると、特定の価値観が最初から「善」とみなされるのではなく、「公共的」に共有される価値観が「善」の地位を占める、ということである。以下の文章からも、同様の趣旨を読み取ることができる。

「多くの人の協働を頼みとして達成されるような共有された最終目的が存在するところでは、実現される善はねに社会的なものである」ここから「社会的善」が成立する (Rawls 2001=2004: 353)。

「公正としての正義に基づく秩序だった社会では、（この政治構想によって特定された）正義」(the just) と善 (the good) とが、次のような仕方で適合しあうからである。すなわち、道理に適っていること、合理的であること、また他の人びとによってそうみなされること、これらを自分の善の一部に数える市民たちは、自分の善に属する諸理由によって、正義が求めることをなすように動機づけられるという仕方で、適合しあうからである。これらの理由のなかには、われわれが論じた複数の意味での政治社会そのものの善が含まれている」(Rawls 2001=2004: 356)

(4) 正義と善の一一致と相違点

このようにロールズにとっての「善」は、「合理性としての善さ」に指示されるものの、幅がある。「善」に幅があるとしたら、公正としての正義と合理性としての善さは果たして一致するのだろうか。ロールズはこの点について、以下のような「正義と善の一一致の諸根拠」を挙げている。①正義の原理は公共的でなければならない、②道徳心理学の法則（この点については、友人を大切にし、不正によって共同体の他の人を傷つけない、という程度の記述である）、③秩序だった社会の生活に参加すること自体が卓越した善をもたらすものとなる（他の人との協働のため）、④正しく行為することは、私たちが自由で平等な理性的存在者としておこないたいと欲していることである (1999=2010: 672, 749-52)。

公共性や友愛、他者との協働のための秩序、理性が「正義と善の一一致」を担保する、ということだが、ロールズは各人が構想する「善の一一致」について、必ずしも予定調和的にのみ記述したわけではない。彼は以下のように述べ、利害の衝突の可能性を示唆している。

「原初状態では各人は善の構想を有しており、この構想に照らしつつ自分以外の人びとに向かって権利要求を押し出す。当事者たちの社会は相互の相対的利益を目指す、協働の冒險的企てだが、利害の一一致だけでなく、利害の衝突もある。(Rawls 1999=2010 : 682)」

ただし正義の原理や善が公共的に定められるため、利害の衝突は正義感覚に基づく公共的なやりとりにより、解決されるようである。この点についてロールズは、以下のように述べている。

「秩序だった社会では、実効的な正義感覚はその人の善に属するのであり、それゆえに不安定性をもたらす複数の傾向は一除去されるところまでは行かなくとも一抑制される。(1999=2010 : 672)」

ロールズは前述のような「正義と善の一一致」だけでなく、両者の相違点を以下のように示している。「正義は一つ」だが、善には多様性が認められている。

① 正義の原理は原初状態で選択されるが、合理的選択の原理や熟慮に基づく合理性の基準はそこでは選択されない。合理的選択の原理ではそれぞれが好きなように自らの人生の計画を立てるので、全員一致は必要とされない。

② 個々人の間の善の構想は大きく異なるは

ずだが、正義ではそれはあてはまらない。
③ 正義の原理が適用される場合、その多くは無知のヴェールによって制限されるが、ある人に関する善の評価は事実についての十全な知識に基づいてよい (Rawls 1999=2010 : 586-9)。

3. ロールズの「正義」と「善」の理論への疑問

(1) 「正義感覚」における社会思想の不在

ここまで筆者なりにロールズの「正義論」における「正義」と「善」の関係について要約してきたが、以下では筆者が感じたロールズの「正義」と「善」の関係についての論考への疑問点をあげたい。

第一に指摘したいのは、ロールズの「正義」と「善」の関係についての論考における「社会思想」の不在と「心理主義」への疑問である。

ロールズによると、秩序だった社会に暮らす人は、正義感覚を植えつける道徳的指図の実践・慣行に反対することはできないため、秩序だった社会では不安定性をもたらす複数の傾向は抑制される。そしてこの正義感覚は、権威（家族）や（身近な）連合体で育つものである。原初状態の当事者は、諸原理を選択する手続きにおいて同一の権利を有しており、平等・対等であると仮定され、平等の基礎となるのは、それぞれ善の構想をもち、正義の感覚を発揮できる「道徳的人格」である (Rawls 1999=2010 : 674, Rawls 2001=2004 : 027)。上述のような論議は、主に「正義論」の「第8章 正義感覚 第75節 道徳心理学の原理」で展開された。

ロールズは、〈公正としての正義〉の理論は、正義の原理が人格に対する尊厳の観念、つまり、人々が有する固有の真価と尊厳の承

認めら導き出されていない、という指摘に対して、尊厳や人格の固有の真価という理念は解釈を必要としており、正義がなければ厚意や尊敬の要件は定められず、正義の構想が得られることで、尊敬や人間の尊厳という理念に明確な意味が付与されうるため、正義の原理に到達するための適切な基礎とはならない、と反論し、人格の尊厳への「正義の優越」を主張した。ロールズによると人格に対する尊厳は、正当化される仕方で彼らを扱うことによって示される。そのため人々を尊敬することとは、社会全体の福祉でさえ踏みにじることのできない、正義に基づいた不可侵性を人々は有していると承認することである。人々を尊敬することは、ある人の自由の喪失は他の人びとが享受する福祉の拡充によって正当化されない、ということを確証・肯定することに等しい。しかし正義の理論は、人格の尊厳などへの解釈を提供するものであり、人格の尊厳等の理念から出発するものではない(Rawls 1999=2010 : 771-2)。社会福祉学の末席を汚す者としては、社会全体の福祉のために個人の人格の尊厳を侵すこととは正義ではない、という主張には同調できるが、正義の理論は人格の尊厳等の理念から出発するものではない、という主張には、同意しきれない。

またロールズは互恵性について「心理法則」としてふれ、「愛に対して憎悪で応答したり、私たちに対して公正に行行為する人を毛嫌いしたり、あるいは、私たちの善を促進する諸活動を嫌ったりするならば、共同体は即座に解体してしまうだろう」と記述している(1999=2010 : 648)。

前述のように社会政策論や福祉国家論では、「正義」や「善」は自由放任主義と集合(集散)主義、人権思想などの「社会思想にかかわる用語」で論じられるが、ロールズはそれ

らを「社会思想にかかわる用語」ではなく、正義の感覚の獲得過程という道徳心理学で説明している。互恵性や互酬についても、上述のように思想ではなく好惡のレベルでしか論じていない。

通常アメリカの「リベラリズム」は、共和党的政治イデオロギーと比べると、人権を尊重し、福祉国家に親和的と思われるが、ロールズの「リベラリズム」はそのような一般的な用語法ではなく、特定の立場や思想にとらわれないという、ことばそのものの意味で用いられている。それゆえにロールズが、リベラリストとしての立場を貫き、誤りが入る余地が全くない「正義論」を構築するために、特定の思想や価値観を擁護しないような論理を構成したとしても、その結果、社会思想や価値を論じる可能性は排除されることになる。これは「リベラリズム」の自由や解放という論理と両立せず、社会政策論や福祉国家論との擦れ違いを引き起こしているように思われる。

(2) ロールズの正義論の個人主義的性質

ロールズの「正義」と「善」の関係についての論考への、筆者の第二の疑問点は、ロールズの正義論が「政治的構想」であるのにもかかわらず、「善」の理論では個人主義的性質が濃厚なことである。この点について、ロールズは以下のように述べている。

〈公正としての正義〉は、その中枢に共同体の価値をおくものとなっており、それがどのように生じるかはカント的解釈に依存している。議論の明確さをねらうため、未定義の共同体の概念に依拠するのではなく、社会的諸価値を、すなわち制度、共同体および連合体の活動の内在的善を、個人主義的な理論の基盤を有する正義の構想によって説明したい。

個人主義から出発して、最終的に共同体の価値を説明する（1999=2010：356）。

ロールズ自身が善を、個人主義的な理論の基盤を有する正義の構想により説明する、と言っている点には疑問はない。筆者が疑問を持つのは、個人主義から出発して、最終的に共同体の価値を説明できているのか、という点である。

正義の構想による善の説明を個人主義から始めるロールズは、善とみなされる「合理性としての良さ」とは自分の人生計画に則した展開であり、「熟慮に基づく合理性」も自分が有している人生の目的であって、「合理的な個人はつねに、自らの計画が最終的にどのような結果になろうとも、自分を決して非難する必要がないように行はるべきである」と述べている（1999=2010：542, 548, 555）。説明の出発点がこのように個人主義的なことは、ロールズも前提としており、筆者も疑問は感じない。ただ「最終的に共同体の価値を説明する」に値する記述を、筆者は読み取ることができなかった。せいぜい前述の「正義感覚」や「道徳心理学」程度であった。

（3）ロールズの「正義論」で「善」についての議論は十分に深められたか？

以下の記述では、ロールズの「正義論」において、「善」についての議論は十分に深められなかっただけが認められる。

「本書における善の定義は純粹的に形式的である。熟慮に基づく合理性を行使したならば、最高位の諸計画の中から選択すると考えられる合理的な人生計画によって、ある人の善が決定される、ということをこの定義は述べるに過ぎない」（Rawls 1999=2010：557）

そもそもロールズの「正義論」には、功利主義的な理論への批判が含まれるが、人間的な善のなかでも個人的な愛情や友情、有意義な仕事や社会的協働などの価値は社会的な相互依存性をもち、それらを享受している人々にとって善だけではなく、他者の善も促進する可能性がある、というロールズの主張は、功利主義的にも受け止められかねない（1999=2010：559）。功利主義的な色彩を払拭するためには、「支えあうことによって、自分の善だけでなく他者の善も実現できる」という論法ではなく、「他者の善の実現」そのものを論じる必要があったのではないだろうか。

しかし個人主義的な性質が濃厚なロールズの「正義論」では、「他者の善」の価値については論じられることは少ない。それに対して社会福祉における権利論や権利思想は、「不利な状況におかれた他者」を支えることが「善」である、という前提から出発し、それを「善」にとどめず、一定の「正義」に基づいた「権利」として承認されるように、理論や思想の構築を目指してきた。筆者が公共哲学に求めた「不利な立場にある人を支えることが『善』にとどまらず『権利』として承認されるための理論や思想」を、ロールズの「正義論」で読み取れなかったのは、このような理論的な擦れ違いによるのではないだろうか。

他にもロールズの正義論では「不正義な状態を論じずに正義を論じることができるのか」という疑問があるが、この点についてロールズは「正義の理論が確立されると不正な人や悪い人、邪悪な人を区別できる」と回答している（1999=2010：577）。ただし「正義論」では、正義の理論の確立を受けた不正義な人や邪悪な人の区別は深められていない。

社会政策論や福祉国家論は貧困調査などによりデータを収集し、現実の問題から出発し

て、帰納法的に理論を構築し、発展させてきた。それに対して「無知のヴェール」を被って、互いに情報が遮られたなかで人々がルールを作成し、それが正義に適うものになるというロールズの「正義論」は、演繹的である。そこにもロールズの「正義論」と、社会政策論や福祉国家論の溝があるのではないだろうか。

4. 格差原理と「公正な機会均等としての平等」の重視、福祉国家への批判

(1) ロールズの「正義論」における「他者への配慮」と格差原理

個人主義的な性質が濃厚なロールズの「正義論」のなかで「他者への配慮」と「善」の接点があるのは、「格差原理」である。ロールズによると、格差原理は「友愛」という「善」と「正義」の接点にあり、友愛の原理の一つの解釈を提供してくれる。ロールズは、自由、平等、友愛という伝統的な理念群について、自由は第一原理に、平等は第一原理における平等の理念と公正な機会均等に、友愛は格差原理に対応する、と述べている（1999=2010：141,143）。

ただしロールズによる格差原理と友愛についての言及は、以下の範囲にとどまっている。

「格差原理は友愛のありのままの意味、すなわち〈暮らし向きのあまりよくない他者の便益にならないとすれば、より大きな利益を占めることを望まない〉という観念と合致するように思われる」（1999=2010：142）
 「より恵まれた情況にある人びとは、相対的に不運な人びとの便益を実現してくれるような制度枠組みにおいてのみ、自分たちの相対的利益の拡大を進んで意欲する」（1999=2010：142）

前者は、社会のルールを制定する人たちは「無知のヴェール」で被われているため他者の情況や自己の社会的地位はわからないが、それでも自分が「暮らし向きのあまりよくない他者」になった場合には、より権力のある人がより大きな利益を得ようすると、暮らし向きのあまりよくない自分が困窮することも想定するであろう、という仮想である。そして各自がこのように判断するので、利益を増やそうとする欲望にブレーキがかかるであろう、という意味である。「正義」の理論ではあるが、現実との乖離が大きい。

後者は前者の論理と同じ趣旨、あるいは裏返しの論理のため、前者と同様の欠点を有する。ロールズは、格差原理における「友愛」という「善」と「正義」との関係については、これ以上踏み込んだ考察はおこなっていない。

(2) ロールズの「正義論」が想定する「不利な状況の人」—福祉課題との距離

そもそもロールズの「正義論」では、格差原理に示されている「社会のなかで最も不利な状況の人」とはどのような存在として記述され、認識されているのであろうか。ロールズは「最も不運な集団」について、以下のように記述している。

- 〔1〕生まれ落ちた家族および階級が他の人々よりも不利な人びと
- 〔2〕（実現された）自然本性的な〔才能や資産の〕賦存がそれほど豊かな暮らしを許さない人びと
- 〔3〕人生行路における運やめぐり合わせがあまり幸福な結果をもたらさない人びと
ヘルスケアや知的能力の特別なニーズとその扱いなどの困難な事例を考察しはじめると、正義の理論の埒外に及ぶようなことがらを総計に招きよせてしまうばか

りでなく、私たちの道徳上の識別能力までをも動転させかねない（1999=2010：131）。

ロールズの「正義論」における「不利な状況の人」には、貧困な「社会階層」は含まれるが、「生來の能力」という要素も加味され、障害、なかでも知的障害については、議論をシンプルにするために扱わない、ということのようである。ロールズは、「すべての人びとは正義に基づいた〈不可侵なるもの〉を所持しており、社会全体の福祉〔の実現という口実〕を持ち出したとしても、これを躊躇することはできない」（1999=2010：006）、「したがって、正義にかなった社会においては、〈対等な市民としての暮らし（equal citizenship）を構成する諸自由はしっかりと確保されている〉」（Rawls 1999=2010：006），と述べているが、福祉を必要とする人の中には、「すべての人びと」や「対等な市民」として検討されていない人もいるかもしれない。

とはいえ、現実にロールズの「正義論」から取り残される人が存在するとしても、ロールズが述べているのは「正義に適った社会」についてであり、必ずしも現実の社会についてではない。この論理が、ロールズの「正義論」の正しさを守る鎧となっている。

（3）格差原理における公正な機会均等としての平等の選択

ロールズは、格差原理は不平等を許容するが、度を超したものにはならない、と述べている（1999=2010：704）。このような楽観主義と受け止められかねない言及が成立するのは、「現実社会では」ではなく、「正義に適った社会では」という前提があるからだが、ロールズは格差原理において不平等と平等についてどのように論じているのだろうか。

ロールズは、平等には多数の形態があり、平等主義にも複数の強調の度合いを容れる余地があるが、平等主義的な性質を見てとれる正義の構想が存在するため、正義の二原理は〈平等主義〉という括りに含めることができる、と述べている。ただし上述の文章は、平等を求める声に対する保守主義からの「嫉み」ではないかという批判への反論、という文脈で記述されているため、平等や不平等の定義はなされていない（1999=2010：705-6）。

ロールズは他の箇所で第二原理について、効率性原理と才能に開かれたキャリアとしての平等による「自然本性的自由の体系」、効率性原理と公正な機会均等としての平等による「リベラルな平等」、格差原理と才能に開かれたキャリアとしての平等による「自然本性的な貴族制」、格差原理と公正な機会均等としての平等による「デモクラティックな平等」がある、と類型化している。そして自らは「デモクラティックな平等」を採用する、と述べた部分から、格差原理が想定する「平等」を理解できる（Rawls 1999=2010：090-1）。

つまりロールズが考える平等は、「公正な機会均等としての平等」を軸としつつ、効率性よりも格差原理を重視したものである。

（4）「最も不利な状況にある構成員にとっての最大の利益」を実現する方法

公正な機会均等が重要であるということは、自由市場に財産と富の過度の集中を防止するような政治的・法的諸制度と、教育機会の平等の必要性につながる（Rawls 2001=2004：77）。以下ではロールズの「正義論」における、「平等」を実現する方法—格差原理でいうところの「最も不利な状況にある構成員にとっての最大の利益を実現する方法」ないしは「平等な社会の構想（正義に適った基本構

造の諸制度)」一について確認してみたい。

財産と富の過度の集中の防止策についてロールズは、政府がもつ配分部門（競争的な価格システムの有効な作動を維持し、理不尽な市場支配力の形成を阻止する。租税や交付金、所有権の定義の変更）、安定化部門（無理のない完全雇用をもたらすよう努力する）、移転部門（ソーシャル・ミニマムの維持）、分配部門（租税と所有権の調整。相続税と贈与税、格差原理を充たすために必要な移転支出を可能にするための課税）の社会構想を示している（1999=2010：370-3）。

自由放任主義的な経済への規制、完全雇用の維持、所得再分配とソーシャル・ミニマムの維持という理論構成はケインズ経済学を想起させるが、後述するように、ロールズはイギリス的な意味での福祉国家論者ではない。むしろロールズは、格差原理の履行を憲法の中でおこなうべきではない、と述べている。その理由は、そのようにすると格差原理を裁判所が解釈し執行すべき憲法の必須事項にしてしまう危険性が生じるからである。ロールズによると、この任務は裁判所がうまく遂行できるものではなく、憲法に基づいた社会的ミニマムの保障が適切におこなわれなければ、格差原理は違背され、「正義論」に瑕疵が認められることになる（2001=2004：284）。

ドイツでは憲法のもとで社会的ミニマムが論じられ、日本でも朝日訴訟などにより憲法に基づいた社会的ミニマムが論じられた。筆者は、この問題を裁判所が完璧に取り扱えたとまでは主張するつもりはないが、裁判を通じて、憲法に基づいた社会的ミニマムの達成を図ることは重要だと考えている。そのため、「裁判所がうまく遂行できないから」という理由を挙げて、憲法と社会的ミニマムの確保を切り離すロールズの思考法には、同調できない。

後者の「教育による機会均等」について、ロールズは以下のように述べている。

「不平等が深刻なものに至らないということを何も保証しないとはいえ、教育による才能の練磨の供給可能性の増大や機会の一層の拡大によって、不平等が縮小・水平化される持続的な傾向性が存在する。格差原理以外の〔平等な自由および公正な機会均等の〕諸原理が確立してくれる条件のおかげで、結果として起こりうる格差が（過去において人びとがしばしば耐えてきた差よりも）ずっと小さくなることが確実となる」（1999=2010：214）

「教育による機会均等」により「最も不利な状況にある構成員」の「予期」が最大化され、「最も不利な状況にある構成員にとっての最大の利益」が達成される、という論理である（Rawls 1999=2010：138）。ロールズの正義論では「無知のヴェールに被われた状態での正義に適うルールづくり」について論じられるため、「現実の物質的な平等・不平等」よりも「メンバーの予期」が重視されることになる。それゆえに「教育による機会均等」がロールズの正義論で重要な位置を占めるのである。

（5）ロールズによる福祉国家批判は公正（fair）か？

ロールズは、社会システムとみなされ、それぞれの政治的・経済的・社会的諸制度を完備した五つの種類の政体として、自由放任型資本主義、福祉国家型資本主義、指令経済を伴う国家社会主義、財産私有型民主制、リベラルな（民主的）社会主義を挙げている（2001=2004：242）。

ロールズは正義の二原理との関係から、こ

これらの政体について以下のように説明している。「自由放任型資本主義」は形式的平等だけを保障しており、平等な政治的諸自由の公正な価値と機会の公正な平等を拒絶している。「福祉国家型資本主義」も政治的諸自由の公正な価値を拒んでおり、機会の平等には配慮しているが、達成に必要な政策を取っていない。そして不動産の所有における不平等を許容し、社会的ミニマムは保障するが、経済的・社会的不平等を規制すべき互恵性原理は認められていない。「指令経済を伴う国家社会主義」は平等な基本的諸権利と諸自由を侵害している。その結果、正義の二原理に適合する政体として「財産私有型民主制」と「リベラルな（民主的）社会主義」が残る。どちらでもその諸制度が記述されたように作動していれば正義原理は実現されるため、いずれかに決める必要はない。むしろ「財産私有型民主制」と「福祉国家型資本主義」の方が、綿密な検討に値する。両者は私有財産の許容は同じだが、「財産私有型民主制」はスタートの平等を目指し、その背景となる諸制度が富と資本の所有を分散させて、社会の小さな部分による経済や政治の支配を防ぐのに対して、「福祉国家型資本主義」は小さな階層が生産手段を独占するのを許容する、という相違がある（2001=2004：245－8）。

正義の二原理によって表現される主要な価値のすべてを実現する財産私有型民主制と、そのようなものではない資本主義的福祉国家との区別をはっきりさせるため、ロールズによる福祉国家批判は、以下のように展開される（2001=2004：241）。

ロールズによると、「福祉国家型資本主義」では、何人も基本的ニーズが充足されるほどほどの最低限度の生活水準を下回るべきでなく、所得の再分配が役立つのは、援助を必要としている人々を同定することができる「各

期の終わり」である。しかし「福祉国家型資本主義」に背景的正義が欠けており、所得や富における不平等があると、その構成員の多くが慢性的に福祉に依存するような下層階級が育つかもしれない。この下層階級は放ったらかしにされていると感じ、公共的政治文化に参加しない。他方、財産私有型民主制では下層階級が存在しないと期待する（2001=2004：249）。

確かに「福祉国家型資本主義」や「福祉国家論」の用語である「福祉資本主義」では、財産の私有を認めるため格差が生じ、福祉国家は所得再分配により、事後的にその格差を是正する。イギリスで、スラム地区は無くならなかったことも事実である。しかし社会民主主義的福祉国家ではスラム地区が少なく、少なくとも「財産私有型民主制」によりスタートの平等を目指すアメリカの方が、社会民主主義的福祉国家よりもスラム地区が多く、遙かに不平等である。

ロールズは「財産私有型民主制では下層階級が存在しないと期待する」と言及したが、それは「現実のアメリカ」なのか「正義に適う財産私有型民主制のアメリカ」という仮想のものなのかは、不明確である。仮にロールズが、「福祉国家型資本主義」に対しては現実の政策の失敗を用いて酷評し、「財産私有型民主制」には抽象、ないしは仮想の「正義論」を適用して「下層階級が存在しない」と評価するならば、「公正としての正義（justice as fairness）」の著者としては、公正（fairness）を欠いている。ロールズ以降の公共哲学が、この点についてどのように取り扱っているのかについては、稿を改めて論じたい。

(6) ロールズの「正義論」の射程

おそらくロールズにとっては、筆者のような福祉研究者から上述のような疑義を示されることは、迷惑以外の何物でもないであろう。なぜならロールズが「正義論」でを目指したのは、以下のように「思考枠組みの提示」であり、個別の事情から反論されることは、ロールズの本意ではないように思われる。

「正義の政治的構想の役割は、これらの問題がどのように解決されるべきかを正確に語ることではなく、それらの問題に取り組むための思考枠組みを提示することである」(Rawls 2001=2004: 20)

私見では、ロールズの「正義論」と福祉国家論の間には、「一般理論」と「一般理論から取り落とされる理論」、「演繹法」と「帰納法」の違いが横たわっており、ロールズによる「正義論」が「無知のヴェールを被った者同士による正義に適ったルール作り」を論拠として展開され続けるならば、福祉国家論との議論はかみあわない今まで終わる。公共哲学と福祉国家論とが生産的な対話をおこなうためには、ロールズの「正義論」とは異なる要素が必要である。

そもそもロールズは、正義の原理の内容を明らかにするために経済学の初步を持ち出すが、正義の理論が傷つかないために、経済学を扱わない、と自ら断っている(1999=2010: 357)。しかし随所で「パレート最適の理論」という経済学を用いるなど、部分的には自らの理論に適合する経済学を用いている。以下の文章にも、その傾向を読み取ることができる。

「正義の理論が規定するのは、個人の達成

目標と欲望とが自的に整合することが（強制や企図の結果として生じるのではなく）理想的な善と矛盾しない適正な調和状態を表現するものとなる、諸条件にほかならない」(Rawls 1999=2010: 378)

5. ロールズの「正義論」への批判と「支えあう論理」の正義論的表現

(1) コミュニタリアンによるリベラルへの批判

これまで検討してきたロールズの「正義論」には、肯定だけでなく批判も多い。本稿ではそれらのすべてについてふれることはできなかったため、ここではロールズの「正義論」を「善」などの価値観という観点から検討していると思われる、コムニタリアンの見解に絞って、考察したい。

「リベラル・コムニタリアン論争("Liberals and Communitarians")」の著者であるマルホールとスウィフト(Mulhall & Swift)は、リベラルに対するコムニタリアン的批判のテーマとして、①非社会的個人主義、②個人とその社会ないし共同体との関係の誤解、③普遍主義、④価値についてのリベラルの客観的判断への疑問、⑤反完成主義と中立性、に整理している。①については前述した内容と重複するため割愛するが、②の「個人とその社会ないし共同体との関係の誤解」とは、リベラリズムが個人とその社会ないし共同体との関係を特定の理解に立脚することで、個人と共同体についての異なる考え方を無視し、掘り崩し、排除している、という批判である。この批判によると、リベラルは社会を個人的な利益の追求のための協働的な企画以上のものとはみなしていないため、個人の利益が共同体に先行して定義されるが、善の構想には共同体的なものが含まれる

(Mulhall & Swift : 1992=2007 : 16, 18)。

③の「普遍主義」とは、リベラリズムの結論は普遍的・文化横断的に適用されるのか、一定の社会でのみ適用されるのか、という疑問であり、後にはロールズ自身も自らの作品の文化的特殊性を是認するようになった。④の「価値についてのリベラルの客観的判断への疑問」とは、人はリベラルでありながら、価値についての判断は客観的であると信じることができるのだろうか、というものであり、⑤の「反完成主義と中立性」とは、国家は人々に理想の生き方を追求させるのか、それを無視して中立的であるべきか、という疑問であり、ロールズのリベラリズムが完全に中立性を装うならば誤りである、という批判である(Mulhall & Swift : 1992=2007 : 23-4, 26, 31, 40)。

(2) サンデルによるリベラルへの批判

M.J.サンデルもまた「リベラリズムと正義の限界 ("Liberalism and the Limits of Justice")」において、リベラリズムについて検証している。サンデルはコミュニタリアンとみなされることもあるが、彼自身は常にコミュニタリアンを擁護するわけではない(1998=2009 : 271)。

サンデルによると、社会は協働や利益の同一性、そして紛争によって特徴づけられ、協働によってすべての者が利益を得られるならば利益の同一性が生じ、人々の利益と目的が多様であり、協働の成果の配分方法が人によって相違する際に紛争が生じる。それらの要求を調整するために原理が必要であり、原理を提示するのが正義の役割である(1998=2009 : 32)。サンデルのように正義を「要求を調整する原理」と説明するならば、人を支えることにかかわる「善」との違いが、明確になる。

そしてサンデルは、正義が減少する場合に

は、その代わりをする徳目（仁愛・友愛）が必要であり、それらは正義と相關関係を持つ、と述べている。ただし正義が増大する場合には、正義の増大が必要なほど道徳的環境が悪化したケースも含まれるため、正義の増大が道徳の改善に直結するとは限らない(1998=2009 : 38, 39-40)。

サンデルは、ロールズの善の理論について、認識論的にも、道徳論的にも困難である、と述べている(1998=2009 : 189)。

「カントと同様に、ロールズにとって、善に対する正の優先性には二つの意味があり、それらを識別することが重要である。第一に、正が善に優先するのは、一定の個人の権利が共通善の「切り札となり」、あるいはそれに優るという意味からである。第二に、正が善に優先するのは、われわれの権利を特定化する正義の原理が、その正当化のために、善き生のいかなる特定の構想にも依存しないということからである」(Sandel 1998=2009 : 213)

上記の部分は、ロールズによる「正義や権利が善を根拠づけるのであり、正義は善に依拠しない」という主張を要約したものである。サンデルはこれに対して、正義をいかなる善き生の構想から切り離せるかという疑問を示し、正義と善は相關しており、独立していないという考え方を提起している(1998=2009 : 214)。ロールズとは異なる、上述のような正義と善の相関、あるいは相補性の理論である。

そしてサンデルは、「正義に対する三つの考え方」を、以下のように挙げている。

- 功利性や福利を最大限にすること（最大多数の最大幸福）。この考え方の欠点は、正義と権利を原理ではなく計算の対象にすること、そしてあらゆる善を一つの統一した

価値基準に当てはめ、個々の質的な違いを考慮しないことである。

- ・選択の自由を尊重すること。それによって上記の欠点の一つ目は解決するが、二つ目は解決しない。
- ・美德を涵養することと共通善について判断すること (Sandel 2009=2010: 334-5)。

サンデルは「共通善」に基づく新たな政治において考えられるテーマとして、以下の四つを示している。

- ① 市民権、犠牲、奉仕。これらは全体への配慮であり、共通善への献身を市民に育てるための社会奉仕プログラムが該当する。
- ② 市場の道徳的限界。市場の侵入から守るべき基準である。
- ③ 不平等、連帯、市民道徳。貧富の格差が大きいと連帯が損なわれ、公共サービスも低下する。公共サービスを再建し、富者もサービスを利用したくなるようにするために、富者への課税という方法がある。
- ④ 道徳に関与する政治。同朋が公共生活に持ち込む道徳的・宗教的信念を避けるのではなく、反論し、論争し、耳を傾け、そこから学びながら注意を向ける (2009=2010: 338-45)。

ロールズの「正義論」は単なる正義ではなく、政治にかかわる「正義」のため、サンデルによる「共通善」も政治に関して示されている。そこには個人主義的な「自由の尊重」にとどまらず、「市場と格差への警戒」や「他者への配慮と連帯」が含まれている。

(3) ロールズの「正義論」における「他者への応答」の欠落

ロールズの「正義論」について全体的・総括的に再検討するのであれば、幅広く公共哲

学や政治学の文献を参照すべきであろう。しかし本稿の目的は、ロールズの「正義論」における「互酬」などの「善」と「正義」のつながりに焦点を当てて再検討し、人権の尊重につながる社会思想を再発見することである。そのためには、ロールズの「正義論」について社会保障の立場から論じた著書が、参考になる。塩野谷祐一・鈴村與太郎・後藤玲子編『公共哲学叢書5 福祉の公共哲学』(東京大学出版会、2004年)は、そのような観点で示唆に富む著作である。

塩野谷祐一は「第3章 ロールズの正義論と福祉国家」において、ロールズの正義論について、最初に政治的自由を含む基本的諸自由が平等に分配され、次に公正な機会が平等に分配され、その二つの条件のもとで社会的地位・権能といった社会的財、および所得・富といった経済的財の不平等な分配が成立するが、さらに第三の条件として最も不遇な人々の社会的・経済的財が最も大きくなるように再分配が行われる（この条件が社会政策に該当する）。これが自尊の社会的基礎と呼ばれる基本財であり、公正な機会と自尊の社会的基礎によって最も不遇な人々に配られる最低部分の高さは上昇し、社会的・経済的財の個人間分配の傾斜は緩やかになる。その結果格差は残るが、平等な基本的自由、公正な機会と自尊の社会的基礎が充たされれば、格差は正当化される、と要約している。そのうえで塩野谷は、社会契約主義に基づくロールズの正義原理は本質的に「保険」の理論である、と喝破している (2004: 44, 46)。

福祉を専攻する筆者としては、ロールズの「正義論」の第一原理である「基本的自由」が、崩壊した家庭で育つ子どもや障害のある人などに適用されれば素晴らしいと感じていたが、「正義論」ではそのような人々は特別なケースとして射程に入っていない。そし

てそのような人たちについては、これまで述べてきたように、「格差原理」でも掘り下げて言及されていない。「正義論」が「保険」の理論であれば、狭義の福祉ニーズを有する人たちにまで言及されていないことも、理解できる。「保険原理」だけで対応できない人と向き合ってきたのが、「福祉」だからである。

渡辺幹雄は「第4章 ロールズにおける『福祉国家』と『財産所有制民主主義』」において、前述のようにロールズが福祉国家を「再分配」国家と認識し、福祉資本主義ではなく「分配」の原理を扱う財産所有制民主主義の文脈で正義論を位置づけたことについて、財産所有制民主主義は「集中や大きさ」を嫌悪する共和主義の伝統を継承しており、それゆえに福祉国家はアンチ共和主義とみられる、と指摘している（2004：57, 62）。これは、ロールズがリベラリズムの論者である、という通説とは異なる観点である。

そして今田高俊は「第13章 福祉国家とケアの倫理」において、ロールズ的自由主義における「正義の倫理」は、自律的で強い意志を持った普遍主義的な強者の論理だが、他者に関心を寄せ関与することが社会を成り立たせる原点であり、他者の置かれた立場に配慮した合理性を考える必要がある、と指摘している。今田によると、これまでの自由主義に欠いているのは他者配慮的な合理性であり、財の不平等が有無をいわせないほどの社会問題となっている場合には普遍主義的な正義の原理による平等の確保と福祉の提供は不可欠だが、生き方が問題になり、自己の尊厳が関与してくる場面では、福祉国家が「正しく良き生」の実現をめざすために正義の倫理と補完しあうもう一つの倫理の導入が不可欠であり、ケアの倫理が重要である（2004：246–7）。

今田は、個人主義的自由の強調により、他

者への応答が欠落する危険性を、以下のように述べている。

「権利と責任は民主主義の根幹にかかる問題である。自由主義の正義は自由や平等の権利を強調するが、責任については明確な理論的位置づけがなされていない。というのも、自由主義は他人の権利を尊重することで、自身の安全および達成の権利を他者から守るという意味での不干渉主義に注目するが、他人に対する責任については消極的である。権利に対して義務がともなうことでお茶を濁している嫌いがある。また、自由な振る舞いに対する責任が議論されることがあっても、それは『他者への責任』ではなく『自己責任』である。であるからこそ、他者への応答を欠いた自己の権利主張がはびこる結果となる」（2004：252–3）

（4）「現代のコミュニタリアニズム」が目指すもの

前掲の塩野谷他編『公共哲学叢書5 福祉の公共哲学』において、小林正弥は「補論1 福祉公共哲学をめぐる方法論的対立」で、ロールズのようなリベラリズムに対して、今田や後藤による「ケアの論理」をコミュニタリアニズムに位置付けている。小林によると、福祉を不要とみなす市場均衡論とリバタリアニズム的正義論の連合に対して、コミュニタリアニズムは、「原子論」と「全体論」のように、方法論的に対立する（2004：283–4）。

ただし小林はコミュニタリアニズムを、無前提に「善」とみなしているわけではない。小林は、コミュニタリアニズム論者であるウォルツァーのアフガニスタン戦争肯定論が、コミュニタリアニズムの思想的限界を示すものとして、コミュニタリアニズム批判に用いられている例を挙げている（2010：33）。また

菊池理夫によると、アメリカのコミュニタリアニズムにはコミュニティの伝統を尊重する保守的な論者から、サンデルのように新右派の道徳的厳格主義を批判する左派や中道左派の論者も含まれており、現代のコミュニタリアンの多くは「リベラル・コミュニタリアン」である（2010：88）。

本稿ではアメリカにおけるコミュニタリアニズムについて資料を収集し、考察することは困難であり、この作業は別の機会におこないたい。ここでは、日本におけるコミュニタリアニズムの現段階を確認するのにとどめたい。

前述の菊池は、広井良典・小林正弥編著の『コミュニティ』に収められた「第4章 日本におけるコミュニタリアニズムの可能性」において、日本では「コミュニティ」という言葉が「共同体」と訳されたため、「コミュニティ」は日本の共同体の前近代性、個人の自由や権利を抑圧する閉鎖性、排他性、權威主義的な性格を伴うものとして理解され、戦後の社会科学の主流であった「近代主義」からは「共同体からの解放による個人の自立が進歩である」という考え方に馴染まないものとして否定的に扱われた、と述べている。そして菊池は、上記の誤解に伴って、コミュニタリアニズムが「共同体主義」ないしは「共同体論」と訳されるため、コミュニタリアニズムもまた伝統的な「共同体」の復権への主張と誤解された、と指摘している（2010：91－2）。

菊池によると現代のコミュニタリアニズムとは、共通の文化や伝統などを前提としつつ、自由で平等なメンバーが参加し、共通の利益や目的を実現するために全員で熟議し、自治的で民主的なコミュニティを実現・維持するための政策を掲げる、政治思想であり、公共哲学である。このようなコミュニタリアニズ

ムを一言で言うならば「共通善の政治学・政策学」である。「現代のコミュニタリアニズム」は、新自由主義とそれに同調するリバタリアニズムによる支配による経済的自由の主張がもたらした「個人の自由や権利の主張の『私益』化」とエリート支配、利益集團政治を批判し、「共益」や「共通善」の実現を実現するための政治・政策を追求する考え方である（2010：94－5）。

この菊池による論文では、玉野井芳郎が提唱し、室田武が継承した「地域主義」とコミュニタリアニズム、コミュニティ・ビジネスとの関連について述べられているが、日本における「現代のコミュニタリアニズムの到達点」については、残念ながら、総括されていない。しかし菊池は、福祉政策のためにコミュニタリアニズムが考えられることとして、福祉の原理は前述の「共通善」であり、イギリスでアミタ・エツィオーニ（Etzioni, A.）が主導し、トニー・ブレア（Blair, T.）が影響を受けて「第三の道」として推進した福祉政策が、「現代のコミュニタリアニズム」である、と述べている。菊池はワークフェアとベーシック・インカムに注目している（2010：100－1）。

（5）イギリスにおけるコミュニタリアニズムの基本的な視点と方法

菊池による上述の論文では、ベーシック・インカムへの着目により、アメリカのコミュニタリアニズムを離れて、イギリスの社会政策論への接近がみられる。イギリスの社会政策論におけるベーシック・インカムについての議論は、本稿の主題ではないし、社会政策論ではすでに紹介されているので、ここでは繰り返さない。むしろアンソニー・ギデンズ（Anthony Giddens）の「第三の道（The Third Way — The Renewal of Social De

mocracy")」から、「イギリスにおけるコミュニタリアニズム」の基本的な視点を確認して、本稿を閉じたい。

ギデンズによると「第三の道」は、計画経済への不信と社会民主主義の危機、新自由主義の広がりと窮地、という背景のもとで、旧式の社会民主主義と新自由主義を超克し、変化した世界に社会民主主義を適応させるための思考と政策立案の枠組みである。第三の道には、平等・不平等をどう考えるか、資本主義をどの程度まで、いかにして統制・規制すべきなのか、が問われていた（Giddens 1998=1999 : 37, 55, 79, 83）。

第三の道は、平等、弱者保護、自主性としての自由、責任を伴う権利、民主主義なくして権威なし、世界に開かれた多元主義、哲学的保主主義、という価値を重視する。なお、最後に挙げられた保主主義とは、変化へのプラグマティックな対応を意味するものである。そして「第三の道」を目指すものは、グローバリゼーション、個人生活の変貌、自然と人間との関わり等の変化の中で、市民一人ひとりが自ら道を切り開いてゆく営みを支援することである。自主的な行動を担保するためにより幅の広い社会的共同体が必要なため、集産主義を放棄した第三の道の政治には、個人と共同体の関係を再構築し、権利と義務のあり方を見直すことが求められる。旧式な社会民主主義の無条件な権利要求に対して、「権利は責任を伴う」ことを明言している点、第三の道の特徴であった。また第三の道には、福祉に含まれるネガティブな項目をポジティブに変えるポジティブ・ウェルフェア社会の構築や、個人と社会の契約のあり方が変化する中で、自主性と自我に関心を持つ、生計費の支給から人的資本への投資、徹底した能力主義ではなく、インクルージョン（市民権の尊重）による不平等の排除を通じた平等、な

どのユニークな着眼点が含まれていた（Giddens 1998=1999 : 118, 120, 115-6, 213, 196, 171-3）。

上述のような目標を達成するために、第三の道は集産主義を放棄し、政府と市民社会の様々な組織との協働によるコミュニティの再生と発展のために混合経済体制を選択した。それによって福祉制度を近代化し、公共部門を刷新することが第三の道の狙いであったが、無節操に市場メカニズムや疑似市場メカニズムを導入するのではなく、政府の役割を「市場に対抗する力」として見直すことが、第三の道の意図するところであった。そのために第三の道では、中央から地方への権限の移譲、市民社会の再生のためのアソシエーションの重視、貧困地域での地域主導によるコミュニティの再生がすすめられた（Giddens 1998=1999 : 122, 123, 128, 132, 127, 138, 142, 143）。

第三の道では、競争力の強化と富の創出も重視され、個人がそこに身を投げるための投資が強調された。このような状況で、平等、多元主義、経済のダイナミズムの3者を鼎立させることは容易ではないため、不平等は悪だという強迫観念から解放され、平等を再考する必要があると、述べられていた（Giddens 1998=1999 : 168, 170）。

(6) 「自分の自由と他者の自由」の調整とヒューマニズム

本稿の出発点は「共感と互酬」という相互扶助の論理を「権利思想」に昇華させる論理を見出すことであった。以下では、本稿の結論を述べたい。

- ① 正義の原点としての「自由」について
正義や権利についての議論が、基本的な自由の尊重から出発したことは歴史的な事実であり、この点ではロールズや公共哲学

への異論はない。むしろ「正義に適う」自由とは、不利な状態にある人の利益を侵害しない程度のものであり、弱肉強食の「自由放任主義思想」とは異なる、というロールズの指摘に賛同したい。

なぜならコミュニケーションが批判したように、今日の日本でも、新自由主義とリバタリアニズムが経済的自由を主張し、エリート支配と利益集団政治によって「個人の自由や権利の主張の『私益』化」がもたらされているため、「正義に適う」自由とは「自由放任」ではないとの再確認が必要だからである。

② 友愛と互酬の正義論的表現—「自分の自由と他者の自由」の調整

一方ロールズの「格差原理」では、人々の「正義」への動機や自分の人生についての合理的な計画と、他の人びとが「善」とみなすことを自分もおこなうという「善」(友愛)と正義と善の接点が認められ、特定の「善」よりも「重なり合うコンセンサス」が重要であることが明らかにされていた。しかしそれだけでは、「共感と互酬」につながる「愛他」や「平等」を「権利思想」に昇華させる論理は成立しない。

そもそもロールズのように「基本的自由」に正義の第一原理という絶対的な立場を与えて、その下に「他者の自由（を尊重するための自由の制約）」を扱う「格差原理」を置く論法で、「愛他」や「友愛」について確認しようとすると、「正義と善をつなげる論理は何か」という抽象的な論議になりがちである。場合によっては、「正義と善は別の論理なので、愛他や友愛、互酬は善にとどまり、正義や権利にはつながらない」という結論につながりかねない。

そこで筆者は、「基本的な自由が最高の

正義である」という一元的な正義論に抛らずに、前述の「基本的な自由」を基本的には「自らの権利を守るために正義」と整理したうえで、愛他や友愛、互酬などの「他者を支える行為」は「自分の自由と他者の自由の調整」にかかわる「正義」として認識したい。もともとロールズの格差原理も、「自分の自由と他者の自由の調整」という趣旨なので、筆者のような認識はロールズの正義論と乖離するものではない。また、正義とは「複数の人の要求を調整する原理」なのだから、「自分の自由」と「他者の自由」の調整もまた、正義の議論に属するはずである。権利思想としては弱い「善」も、このようにして正義論的な表現をとることで、権利思想への経路を見出せるかもしれない。

前述のロールズへの批判でみられた「正義と『友愛という善』の相関ないしは相補性」も示唆に富むが、「正義と善の二分法」に基づいているため、抽象性をぬぐい切れていない。むしろ正義には、「自分の基本的な自由の尊重」と「自分の自由と他者の自由の調整」の双方が求められる、という論理の方が、シンプルではないだろうか。

③ 貧困や生活問題を抱えた人の権利や人権の尊重と社会思想

ロールズの「正義論」では、「自分の自由と他者の自由の調整」の内実は「利益を得る自由」と「他者を不利益な状態に陥らせないための配慮」であった。そして、なぜ他者を不利益な状態に陥らせてはいけないのか、あるいは、なぜ社会が貧しい人や生活問題を抱えた人を産み出さないように配慮し、そのような人が産み出された場合には、それらの人たち支えるのか、という問いへのロールズの回答は、「人は自らが

そのような状態に陥ることを避けたいから」であった。

この「なぜ貧困や生活問題を抱えていない人が、貧困や生活問題を自らにかかわる問題として認識し、社会的に解決することを支持するのか」、あるいは端的にいうと「なぜ貧困や生活問題を抱えた人の権利や人権を尊重するのか」という問い合わせの社会思想的な答えは、キリスト教、マルクス主義、社会民主主義に求めることができる。

キリスト教からは「貧困や生活問題を抱えた人を産み出すことは、神ではなく人間自らの意思でおこなっていることであり、人間がそれを聖書の教えに反する罪であり、人間自身の力で解決しなければならない」と考へるので、貧困や生活問題を抱えた人を支える」という回答が得られるであろう。しかしこの回答をキリスト教徒以外に共有してもらうことは容易ではないため、キリスト教思想を現世的な社会思想の用語を用いて、説明する必要がある。

一方マルクス主義は、「資本の集積と蓄積、集中と国家独占資本の形成に伴うブルジョワジーとプロレタリアートの階級対立の中で、資本主義的生産様式を変革する主体が成長し、社会主义的生産様式が確立する物質的基礎も準備される」と主張する。この主張からは、「貧困や生活問題を抱えた人たちも労働者階級を構成しており、その人たちの所属する貧困階層は、より上位にある社会階層から転落した人たちが流入して維持されている。貧困階層が存在することによって、資本家は低賃金で労働力を確保でき、労働者階級の労働条件は改善されないので、貧困階層への流入と貧困階層の増加を防ぐための、社会的な最低限度の設定が必要である」という回答が想定される（吉原泰助 1972：161、江口英一 1980：

424－5, 565）。江口理論は、「現在貧困ではない人」と「貧困な人」の経済・社会的なかかわりについて、最も緻密に実証していたが、高度経済成長を経て消費社会化したその後の日本で、江口の理論だけでなく実証を継承することは、容易ではなかった。

そして社会民主主義からは「なぜ貧困や生活問題を抱えた人の権利や人権を尊重するのか」という問い合わせに対して、シティズンシップの市民的要素、政治的要素、社会的要素の発展という史実などの、伝統的な福祉国家論を支えた集団（集散）主義の思想を用いて回答するであろう（Marshall & Bottomore 1950, 1992=1993：15）。このような社会民主主義は、スカンジナビア諸国では生き残ったが、イギリスではグローバリゼーションと新自由主義の潮流の中で後退し、前述したようにイギリス版コミュニケーションタリアニズムである「第三の道」が台頭した。

④ ヒューマニズムの復権と公共性における位置

「第三の道」における「なぜ貧困や生活問題を抱えた人の権利や人権を尊重するのか」という問い合わせの回答は「社会的排除と包摶」であり、この点については伝統的な福祉国家論の延長線上にあるように思われる。むしろ「第三の道」が社会民主主義と対照的なのは、自主性としての自由、権利と義務のあり方の見直し、個人と共同体の関係の再構築、そして福祉多元主義である。「第三の道」における権利性認識は、社会民主主義の受動的な認識に比べると能動的であり、マルクス主義寄りの論者もいた社会民主主義と比べると、結果的にはヒューマニズムに接近した印象もある（その後保守党が政権を奪取し、「第三の道」自体が

懐かしい用語になってしまったが)。

福祉国家論や「なぜ貧困や生活問題を抱えた人の権利や人権を尊重するのか」という問い合わせへの回答がヒューマニズムに回帰していくことには、貧困の原因を人格に求める危険性も含まれている。しかし日本では、社会政策の研究者はさておき政治空間において社会民主主義が根づかず、「新しい公共」を標榜した政党に替わって「リバタリアニズム」に近い政党が勢力を拡大したため、「第三の道」のように、新自由主義に疎遠されてきたヒューマニズムの復権から、権利思想を再構築していくことも、重要かもしれない。

とはいえたヒューマニズム自体は、長い歴史をもつ主義や主張のため、「共感と互酬」などの相互扶助の論理を「自分の自由と他者の自由の調整」という正義の文脈で検討し、権利思想を導き出すためには、「どのようなヒューマニズムが必要とされるのか」を論じなければならない。

本稿でロールズによる公共哲学について検討するなかで、公共性においては、「正義」という中立的な立場でルールを制定する立場の人たちがいることがわかった。このような立場にある人は、公共哲学や哲学においても、普遍的な正しさを追求する「一般理論」的なスタンスから、役割を果たすのかもしれない。しかし公共性における福祉思想や実践は、そのようなスタンスとは異なるのではないだろうか。

むしろ公共性における福祉思想や実践は、かつての貧困調査のように、政治・経済的な権力をもつ人の「自由」によって、苦しむ人たちが創り出される社会的な構造を明らかにする立場にある。そして福祉思想や実践は、苦しむ人たちが本来は自己決定や自律する能力や自由をもつ「人格」であり

ながら、政治・経済的な権力をもたないためにその機会を奪われること（「他者の自由の喪失」）と向き合い、その人たちを支援しつつ、社会と媒介・架橋して、「政治・経済的な権力をもつ人の自由と他者の自由の調整」を問うのかもしれない。「公共空間」において福祉思想や実践は、「一般理論」的な位置にあるのではなく、マイナリティに近い、「媒介・架橋」的な位置と立場から、論理を構築するのではないだろうか。

そして「一般理論」的な位置にある人たちが苦しむ人たちに目を向け、「政治・経済的な権力をもつ人の自由と他者の自由の調整」が正義の位置を獲得し、重なり合うコンセンサスに含まれるためには、「一般理論」的な位置にある人たちが苦しむ人たちと出会い、「人格性」を認識して、「自分が苦しむ人の立場にある」場合を想定できるようになることが、不可欠なように思われる。残念ながら本稿を執筆している段階では、筆者はこのようなヒューマニズムを的確に表現することばを持ち合わせていない。

⑤ 今後の研究の展望

伝統的で素朴な保守主義や「利益を得る自由」を強調するリバタリアニズムが大勢を占める日本では、そのような価値観をもつ人がヒューマニズムとの交流の中で「人権を尊重する価値観」を獲得することもまた、重要な焦点である。日本の現実は、本稿で検討してきたロールズの「正義論」以前の段階なのかもしれない。

したがって本稿では、今日の日本で愛他や友愛、共感、互酬という相互扶助の論理を「権利思想」に昇華させる論理を「ヒューマニズム」に帰着させ、今後は、保守的、

あるいはリバタリアニズム的な価値観が、どのような機会や「媒介」、要因により、ヒューマニズム的な「人権を尊重する価値観」を獲得するのかに着目していきたい。このような研究の素材としては、かつて「施設の社会化」の頃に見られた、地域住民と「不利な立場にある人」との出会いは、有望かもしれない。

【文献】

- 秋元美世（2010）「社会福祉の利用者と人権」有斐閣
- 江口英一（1980）「現代の『低所得層』下」未来社
- 池田敬正（2005）「福祉原論を考える」高蔵出版、
- アンソニー・ギデンズ（佐和隆光訳、1999）「第三の道」日本経済新聞社（Anthony Giddens (1998) "The Third Way — The Renewal of Social Democracy"）
- 今田高俊（2004）「第13章 福祉国家とケアの倫理」塩野谷祐一・鈴村與太郎・後藤玲子編『公共哲学叢書5 福祉の公共哲学』東京大学出版会
- 井上達夫（2011）「はしがき」井上達夫編『講座 人権論の再定位 人権論の再構築』法律文化社
- 河野正輝（1991）「社会福祉の権利構造」有斐閣
- 菊池理夫（2010）「第4章 日本におけるコミュニタリアニズムの可能性」広井良典・小林正弥編著『コミュニティ』勁草書房
- 小林正弥（2004）「補論1 福祉公共哲学をめぐる方法論的対立」塩野谷祐一・鈴村與太郎・後藤玲子編『公共哲学叢書5 福祉の公共哲学』東京大学出版会
- 小林正弥（2010）「第2章 地球的コミュニタリアニズムに向けて」広井良典・小林正弥編著『コミュニティ』勁草書房
- T.H.マーシャル／トム・ボットモア（岩崎信彦・中村健吾訳、1993）「シティズンシップと社会的階級」法律文化社（T. H. Marshall & Tom Bottomore (1950,1992) "Citizenship and Social Class"）
- スティーブン・マルホール／アダム・スウイフト（谷澤正嗣・飯島昇藏他訳、2007）「リベラル・コミュニタリアン論争」勁草書房（Stephen Mulhall & Adam Swift(1992) "Liberals and Communitarians" 2nd ed.)
- 沼田稻次郎（1975）「社会保障の思想」沼田稻次郎・松尾均・小川政亮編著『社会保障の思想と権利』労働旬報社
- 小川政亮（1964）「権利としての社会保障」勁草書房
- ジョン・ロールズ（川本隆史・福間聰・神島裕子訳、2010）「正義論（改訂版）」紀伊國屋書店（John Rawls (1999) "A Theory of Justice (revised edition)"）
- ジョン・ロールズ（エリン・ケリー編、田中成明・亀本洋・平井亮輔訳、2004）「公正としての正義再説」岩波書店（John Rawls, edited by Erin Kelly (2001) "Justice as Fairness : A Restatement"）
- M.J.サンデル（菊池理夫訳、2009）「リベラリズムと正義の限界（原著第二版）」勁草書房（Michael J. Sandel (1998) "Liberalism and the Limits of Justice 2nd eds."）
- M.J.サンデル（鬼塚忍訳、2010）「これからの『正義』の話をしよう—いまを生き延びるための哲学」早川書房（Michael J. Sandel (2009) "What's the Right Thing to Do?"）
- 塩野谷祐一（2004）「第3章 ロールズの正義論と福祉国家」塩野谷祐一・鈴村與太郎・後藤玲子編『公共哲学叢書5 福祉の公共哲学』東京大学出版会
- 杉田敦（2011）「国境と人権」市野川容孝編『講座 人権論の再定位1 人権の再問』法律文化社
- 右田紀久恵（2005）「自治型地域福祉の理論」ミネルヴァ書房
- 渡辺幹雄（2004）「第4章 ロールズにおける『福祉国家』と『財産所有制民主主義』」塩野谷祐一・鈴村與太郎・後藤玲子編『公共哲学叢書5 福祉の公共哲学』東京大学出版会
- 山脇直司（2004）「第1章 社会保障論の公共哲学的考察」塩野谷祐一・鈴村與太郎・後藤玲子編『公共哲学叢書5 福祉の公共哲学』東京大学出版会
- 吉原泰助（1972）「補論12 資本の集積・集中と生産の社会化」島恭彦他編『新マルクス経済学講座1 マルクス経済学入門』有斐閣